

## 第32回社会保障審議会障害者部会議事録

日 時：平成20年5月28日（水）14:01～16:18

場 所：金融庁 共用第1特別会議室

出席委員：潮谷部会長、高橋部会長代理、嵐谷委員、安藤委員、井伊委員、  
伊藤委員、岩谷委員、大濱委員、北岡委員、小板委員、櫻井委員、  
佐藤委員、新保委員、副島委員、竹下委員、鶴田委員、堂本委員、  
長尾委員、仲野委員、野沢委員、広田委員、福島委員、星野委員、  
三上委員、箕輪委員、宮崎委員、山岡委員  
小澤委員、生川委員、浜井委員  
(林参考人、柳迫参考人)

## ○潮谷部会長

ただ今から、定刻でございますので、第32回社会保障審議会障害者部会を開催したいと思います。

委員の皆様方には、本当にご多用な中に参画をしていただきまして、ありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局から、専門委員の紹介、それから委員の出席状況、資料の確認をお願いしたいと思います。

## ○川尻企画課長

企画課長の川尻でございます。部会長のご指示に従いまして、議事に入る前に幾つかご連絡等をさせていただきます。

まず、専門委員のご紹介でございますが、社会保障審議会令第1条第3項におきまして、審議会に専門の事項を調査させるために、必要があるときは専門委員を置くことができるというふうにされておまして、この専門委員の方々につきましては、ご審議には参加をいただきますけれども、議決には加わらないという決まりになっております。

それでは、本日の資料1の委員名簿の下に3人のお名前を書かせていただいておりますが、順にご紹介をいたします。

まず、小澤温委員です。

## ○小澤委員

東洋大学の小澤と申します。

○川尻企画課長

生川善雄委員です。

○生川委員

千葉大学の生川と申します。よろしくお願いいたします。

○川尻企画課長

浜井浩一委員です。

○浜井委員

龍谷大学の浜井です。よろしくお願いいたします。

○川尻企画課長

続きまして、本日の委員の出席状況でございますけれども、坂本委員、川崎委員、君塚委員からご欠席のご連絡をいただいております。坂本委員の代理として林参考人に、君塚委員の代理として柳迫参考人にご出席をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

厚生労働省の茶封筒の中に資料が入っていると思っておりますけれども、資料1から3まで、それから参考資料が1から3までございます。

資料1が、障害者部会の委員名簿でございます。

資料2が、障害者部会の今後の進め方についてという1枚紙の資料でございます。

資料3が、少し厚めの資料でございますけれども、障害者の範囲、サービスの利用状況(利用者負担を含む)、相談支援、権利擁護という資料でございます。

参考資料1が前回部会における主な意見。

参考資料2が、前回部会の議事録。

参考資料3が附帯決議の実施状況という形になっております。

それから、事務局の資料ではございませんけれども、千葉県の封筒に入っているものは堂本委員がご用意いただいた資料という形になっております。

以上、お手元でございますでしょうか。もし不足等あればお伝えください。

それから、本部会の議事録の取扱いについて確認をさせていただきたいというふうに思っています。第31回、前回の議事録につきましては、事務局のほうから各委員のほうにご確認をさせていただきまして、既にご了解をいただいているところでございます。今後の議事録の取扱いといたしましては、各委員のご了解がいただけた時点で随時ホームページ等で公表していくということにしたいというふうに思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

最後の項目のところ、今、委員の皆様たちのご了解が得られれば、議事録の内容を随時公表と、そういうことですが、皆様その点についてはまずよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○潮谷部会長

ありがとうございます。

引き続きまして、今日の議題に入らせていただきます。

まず、事務局から、本部会の今後の進め方について、説明をお願いいたします。

○川尻企画課長（資料2を説明）

引き続き、資料2のご説明を私のほうからまずさせていただきます。

障害者部会の今後の進め方についてということですが、この資料につきましては、前回、事実上再開後第1回目のこの部会の場でも、議論が余り散漫にならないようにということのご指摘がございました。そういうことで、部会長ともご相談をしました結果、これから3回につきましては、それぞれテーマを分けてご議論いただきたいということで、3回分の主なテーマを書かせていただいたものでございます。

本日、第32回につきましては、主として、利用者側から見ていろいろなご議論をいただくということでございますが、障害者の範囲、サービスの利用状況（利用者負担を含む）、それから相談支援、権利擁護、という議題にさせていただきます。

それから、次回、第33回につきましては、自立支援法の中で明示をされました方向性に係るものとしたしまして、地域移行あるいは就労支援、住まい、所得保障といった議題を提示をさせていただきます。

それから、34回、次々回でございますが、こちらは利用者を支えるサービス側から見るというようなことございまして、障害児の支援、サービス体系全般、あるいは地域生活支援事業等々という形にさせていただきます。

この予定でございますと、大体6月まではこういう形で委員の間でご議論をいただきまして、7月から8月にかけては、2回程度というふうに想定をしておりますけれども、関係団体のほうからご意見等をいただくというヒアリングを実施して、そして9月になりましたら見直しに向けて本格的なご議論をいただきたいと思っております。

なお、9月のころになりますと、現在、いわゆる報酬の改定の関係で事業者の方々に経営実態調査表を配っているところですが、そういう事業実態についてもデータが出てくるかというふうに思っておりますので、そういうものも踏まえまして、本格的なご

議論をいただき、年内までに一定の方向をまとめていただきたいと、こういうようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

今後はこのような進め方ということでございますけれども、委員の皆様方よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

どうぞ、大濱委員。

○大濱委員

このスケジュールについてですが、これはそれぞれ今日の課題にしても、個別の課題が4点、次の33回にも4課題があつて、34回にも4課題があります。それぞれ相当時間を相当要する課題だと思います。ですが、それを2時間の中で今日4点課題をやつて、また何日間もたないうちに次の4つの課題をする。特に、次回は地域移行や所得保障、住まいの問題、就労支援、かなりこれは大きな課題だと思いますね。その間の期間の問題も非常に短すぎるので、もっと期間を空けてもらいたいということと、こういう形でざらりと課題をこの場で議論して、本当に議論できるのかなというのは非常に疑問ですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○潮谷部会長

今の点についてお願いいたします。

○川尻企画課長

かなりタイトなスケジュールになっていて申しわけないと思うんですけども、まず、今回、今日から3回ご議論いただきますことにつきましては、自立支援法の抜本的な見直し等々につきまして、特に論点としてどういうものをこれから大事にしていくのかということをお出しいただくための場ということで考えております。ですから、結論を出すとかというのはもう少し先になりますけれども、どういうことを議論するか、あるいはどういう観点で議論するかということをお出しいただくということで、できるだけ広範に各委員の先生方からご意見をいただきたいというふうに思っております。

9月になりましたら、具体的なところはできるだけ詰めて、これは委員の皆様方とご相談しないとイケませんけれども、頻度を頻繁にやるのかどうかということも含めてご相談を差し上げたいというふうに思います。

○潮谷部会長

大濱委員、いかがでしょうか。

○大濱委員

みんなそれぞれ各団体の会員をバックに持っているので、例えば、今回28日で、その次が9日となりますと、団体内での議論の余地というのはほとんどないですね。そこら辺がちょっと心配ですが、もう少しこれ最低でも2週間ぐらいの期間をあけて会議を持っていただきたいなというお願いです。今から6月9日で修正できないということであれば、今後はそういう形でぜひ検討をお願いしたいと思います。団体内での議論の時間が本当でないものですから、そのあたりご配慮願えればと思います。

○潮谷部会長

何かそれに関連してでございましょうか。

小坂委員、よろしく願いいたします。

○小坂委員

小坂ですけれども、実際、今、大濱委員さんのほうからも出ましたけれども、やはり前回もこの部会について議論がなかなかされなかったというのが実態の中にあって、それで様々ないろいろな問題が発生したということだけは事実でありますので、やはりそれぞれの団体とか、あるいはそういったところでの議論がきちんと煮詰まっていくことが大切だというふうに理解をいたしております。そうしないと、現実はこの委員会の中でどれだけの議論ができるかということは非常に難しいと思いますので、そのところを見きわめながらやっていただくということが大切だというふうに思います。

○潮谷部会長

実は、皆様方にお配りされております今後の進め方の中で、見直しに向けた具体的な議論が9月以降というふうになっておりますけれども、それまでは、一体これまでの状況の中で何が問題点であったのか、あるいは今後どのような観点の中で進めていかなければならないのか、そういったことをまずしっかりと出していただき、厚労省のほうにも傾聴していただき、それから委員の皆様方にも同じ共通認識の中に立っていただいて、この9月以降というような形でございますが、ぜひそういう点のご理解も含めてよろしく願いしたいと思いますが、団体の皆様方の中で、それぞれの組織の意見を聞く時間的な余裕がないので、今後少し余裕をとということについてはいかがでございましょうか。たまたま今回は間隔が短こうございますが、次回は少しあきますけれども、その点について何かございますでしょうか。

○嵐谷委員

日身連の嵐谷です。

先ほど、大濱委員の言われるように、ここの6月9日というのは時間的に機関決定というのか、団体へ持ち帰って意見集約というのがちょっと時間的に足りないようにも思いますが、できれば中ごろまでちょっと延ばしていただけたらありがたいなというふうな感じでおります。

そして、このテーマも4つの問題を2時間のうちに審議するということは、審議というのか要望をそれぞれ出すというのは非常に難しいと思いますが、私もこの審議会を最初からやっておりますが、もうちょっと中身を詰めた論議ができればいいなというふうに思います。何かこの制度そのものがまるっきり舗装のないでこぼこ道をちょっと土をならして走っているような感じで受け止めております。どうかその点よろしく願いいたします。

#### ○潮谷部会長

事務局のほうから、何か日程的なことを含めてございましたら。

#### ○川尻企画課長

日程につきましては、各委員の皆様方ができるだけご出席をいただける日ということで押さえているものですから、これは事務局からのご提案ですけれども、もしある項目について、意見がまとまらないとか、間に合わないということであれば、それは例えば6月9日の議題を一部6月30日に言っていただくとかという形でさせていただければなと思います。

恐らく、各委員の皆様方も6月半ばぐらいまでの日程というのはかなり詰まっていますので、恐らく6月の半ばですと、多くの委員の先生方が出席いただける日がないのではないかなと思います。

#### ○潮谷部会長

よろしゅうございますでしょうか、皆様。

どうぞ、福島委員。

#### ○福島委員

事務局からいただいたアンケートには、可能な日をそれぞれ書いているわけですが、どれも、どれぐらいの期間、何回するかという、全体的な日程への展望は必ずしも議論されていないだろうと思いますし、9月以降のこともありますというお話でしたが、その9月以降がどうなっているのかが分からないので、それを前提とした6月の位置づけが分からない、そういったことが委員の皆様方の不安につながっていると思います。

確定できない分はあるとは思いますが、現時点で、事務局や座長のお立場で、今年度一体どういうタイムスケジュールでイメージなさっているのかを最後のほうまで、まずその

ストーリーというか流れをおっしゃっていただいて、その中で今回の6月のものがどういう意味かということをおっしゃっていただくとより分かりやすいのかなというふうに思います。

あと、ついでに2時間というこの時間にはそれなりの理由があるのだろうとは思いますが、かつて京極先生がなさっていたとき、議題によってはもう少しゆっくりとったこともあるのではないかなというふうに記憶しておりますので、場合によっては、皆さん大変ではありますが、2時間というのをもう少しゆっくりとすることも考えてはどうなのかなというふうに個人的には思っております。

やや質問的なことと提案です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

全体のロードマップの中での位置づけ、それともう一つは、時間的な量の問題がございましたが、事務局側から何かその点についてございますでしょうか。

#### ○川尻企画課長

まず、1回ごとの時間でございますけれども、これにつきましては、各委員の先生方から、もう少し長くしたほうがいいのではないかとということであれば、例えば2時間半とか3時間とか、そういう形でできるようにしたいというふうに思います。今日も、ですから2時間たったら切るということではなくて、ご都合ある方いらっしゃるかもしれませんが、少し時間の余裕をもって会場も押さえているところでございます。

それから、これからの全体のロードマップという話ですが、繰り返しになるかもしれませんが、これから3回につきましては、まず何かを決めるということではなくて、どういうことが制度の見直しに関して議論すべき課題なのか、その視点はどのようなかということそれぞれ3回に分けてお出しいただきたいということでございます。その後は、各委員の先生方だけではなくて、幅広く意見を聞くということで団体ヒアリングをしたいというふうに思っております。それを踏まえた上で、あるいは経営実態調査のデータも踏まえた上で、9月からは、もう少し頻度も加えた上でやりたいと考えています。

いずれにしましても、私どもとすると、全てが21年度からという形になるかどうかは別でございますけれども、法律を改正する場合には21年の通常国会に、法律案を出すという前提で考えております。そういう意味では、予算も含めると12月の比較的早いうちには一定の方向性を出していただく。もちろん細かい法律案の内容ですとか、あるいは報酬の関係でありますとか、そういうものにつきましては、年が明けてからの議論という形になると思いますけれども、12月の初めぐらいの間までに一定の方向性をお出しいただきたいというふうに考えております。

○潮谷部会長

よろしゅうございますでしょうか、皆様。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○潮谷部会長

それでは、ただ今、様々なご意見を賜りましたけれども、今後、皆様方の意見、そういったものも参考にしながら、柔軟に日程的なものを含めて対応するという了解の下で進めさせていただきたいと思いますが、引き続き事務局のほうから資料3以下について、ご説明をお願いします。

○川又企画官

障害保健福祉部企画課の川又と申します。

お手元の資料3に基づきまして、表紙に掲げてあります本日のテーマ、4項目につきまして説明をさせていただきます。

本日、時間も押しておりますので、できるだけ皆様からのご意見をいただく時間を確保するために、説明資料はごく基本的なもののご紹介とさせていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。障害者の範囲に関連いたしまして、障害者の定義に關します現行の法律上の規定を整理したものでございます。1 ページ目の上は、障害者基本法、現行法上では最も幅広い定義となっております。身体障害、知的障害、精神障害によりまして、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける者ということでございます。

障害者自立支援法におきましては、それぞれの法律を引用する形で定義がなされております。1 ページ目、一番下が身体障害者福祉法でございますけれども、別表におきまして、障害の状況と程度と決めておりまして、その別表に掲げる身体上の障害があるということが1点。それから、身体障害者手帳の交付という2つの要件がございます。

2 ページ目ですが、精神保健福祉法に精神障害者の定義がございます。発達障害者支援法におきましては、発達障害の定義が規定されております。

なお、一番下に知的障害者福祉法を参考で掲げておりますが、法律上の知的障害者という定義というものはございません。定義はございませんが、目的の中で知的障害者という形で出てきておりまして、実態としては、療育手帳の交付対象者がサービスの対象者となっているところでございます。

3 ページ目ですが、こちらは身体障害者手帳の概要でございます。身体障害者福祉法15条に基づきまして、そこにまた別表の中身を引用しておりますが、その別表に掲げる身体障害がある者につきまして交付をされております。1級から6級までの等級がございます。

4 ページ目は、知的障害者に係ります療育手帳の概要でございます。児童相談所または知的障害者、更生相談所におきまして、知的障害と判定された者に対しまして交付がされ



ております。障害の程度、重度（A）とそれ以外（B）という形で区分がされております。交付者数等は掲げてあるとおりでございます。

5 ページ、精神障害者保健福祉手帳の概要でございます。これは精神保健福祉法45条に基づきまして、その交付対象者にあるような形で1級から3級までございます。

6 ページ目に、これは前回の資料にもございましたけれども、手帳の交付者数をまとめております。身体障害者につきましては489万人、療育手帳が72万7,800人、精神障害者の関係が40万人余りとなっております。

7 ページ目をお願いいたします。これは自立支援法の附則の検討規定でございますけれども、来年、施行後3年を目途としての検討規定、その中に障害者等の範囲を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置という規定がございます。

また、昨年12月7日に、与党のほうの障害者自立支援法の関係の抜本見直しを検討したプロジェクトの報告書におきましても、発達障害者をはじめとする障害者の範囲について引き続き検討すべきとされているところでございます。

8 ページ目からがサービスの利用状況に関する資料でございます。8 ページ目は復習になりますけれども、自立支援法によりまして、サービスの体系が左側のようなものから新サービスのほうへ移行したという状況をお示ししております。

9 ページをお願いいたします。これも復習になりますけれども、自立支援法の1割負担という形となっておりますけれども、月額の限度額がございます。所得の区分に応じまして月額の上限を決めておりますけれども、①から③まで、自立支援法が施行されたときには介護保険と同様の限度額でございましたが、昨年4月からの特別対策、それから今年の7月からでございますけれども、緊急措置という形で、ご覧のように月額の負担上限額が引き下げられるということでございます。

また、併せまして、吹き出しのところに書いておりますけれども、所得の区分を見る単位につきましては個人単位ということで、本人と配偶者の方の所得を基本にして所得を見るという形で、7月から変わる予定でございます。

10 ページ目は、障害児に係る保護者の所得の限度額が同様に緊急措置まで引き下げられてきた経緯でございます。1点、障害者と異なりますのは、緊急措置のところでございますけれども、4,600円という限度額のところの幅が拡大をしております。現在は、所得割16万円、3人世帯にしますと年収にして約600万円程度でございますけれども、これが所得割28万円ということで、3人世帯で890万円程度の収入ベースの方まで軽減対象を拡大したということでございます。

11 ページ目をお願いいたします。これは、平成20年度、今年度の7月からの緊急措置を実施した後の姿をベースに、満年度、12カ月を通じてみると負担率がどのような形になるだろうかという形で、予算の数字をベースにした推計でございますけれども、1割負担ということでございますが、平均すると全体で3%程度になるのではないかと見込んでいるところでございます。

12ページ以降は、前回も、一部、19年12月分のみ資料をお出ししておりますけれども、国保連の審査支払いのシステムによりましてデータをとったものをご紹介します。前回は19年12月分のみ数字でございましたけれども、今回補足をしてございますのは、昨年9月分から今年の1月分までの推移を加えたこと、それから障害種別ごとのサービスの状況をというようにお話も前回ございましたので、その点を補足しております。

12ページの1番の表は総費用と利用者数の9月から1月までの推移でございます。若干、費用、利用者数とも増減がございますけれども、5カ月分ということと、あと、年末年始なども含まれておりますので、もう少しデータを注視していきたいというふうに思っております。

2番の所得区分ごとの利用者数と費用額と、これは前回資料では12月分を出しておりますけれども、1月分におきましても、ほぼ同じ状況になっております。全体の負担率4.26%も変わっておりません。

13ページ、細かい表になって恐縮でございます。サービスごとの利用状況といたしまして、利用者数と総費用額の推移を示したものでございます。前回は12月分のみでございました。個々のサービスごとの推移でございますけれども、今後ともデータにつきましても、もう少し注意をして分析をしていきたいというふうに考えております。

14ページでございますが、今回、前回の意見にもございましたので、身体障害者、知的障害者、精神障害者の種別ごとにサービスの利用の状況が分かるようにということでつくったものでございます。

なお、前回、事業所数の箇所数のところで重複等が見られたということで、その点につきましては、今回はそこを精査いたしまして、重複がないような形で事業所数は整理をさせていただきます。

15ページは、これらの数字の前提でございますが、1点留意をしていただければと思いますのが、障害児の施設の給付、障害児施設の通所・入所のシステムの請求がまだ始まっておりませんので、このデータが含まれていないこと、それから、精神障害者の生活、訓練施設等に関するデータも含まれていない、あと、償還払いでありますとか、紙で直接請求されている部分、その辺り、データに抜けている部分があるということをちょっとご承知おきいただければと思います。

16ページ以下は、今は数表だけでございましたので、今の表を基に、幾つかの観点から、切り口からグラフ化をしてみましたのでご紹介をさせていただきます。

16ページですけれども、これは平成20年1月分のデータにつきまして、左側の円グラフは障害種別ごとの利用人数でございます。全体のサービス利用人数の中でどの障害種別がどれぐらいの割合を占めるかということでございます。身体障害者が27.9%、知的障害者52.7%、精神障害者8.9%などとなっております。

右側は、それを費用別に、使ったお金の費用のグラフでございます。身体障害者が33.7%、知的障害者60.1%、精神障害者3.1%などとなっております。

なお、障害児、精神障害者の割合がかなり少なく出ておりますけれども、先ほど申し上げましたように、例えば、障害児では、施設の入所・通所の非常に大きな部分を占めるものが含まれておりませんので、かなりその辺は過小評価されていることをご留意いただければと思います。

17ページでございます。こちらは、同じように人数と費用につきまして、サービスの種類別に大きくりに分類を試みたものでございます。下に表がございましたように、訪問系、日中活動系等々を大きくりにサービスの種類を区切って割合を見たものでございます。左側の円グラフで、利用人数ベースで見ますと、訪問系が18.9%、日中活動系29.7%等々となっております。旧体系の入所施設は24.9%、右側はそれを費用で見たものでございまして、訪問系が11.7%、日中活動系20.3%など、ご覧のとおりとなっております。

18ページをお願いいたします。これは先ほどの12ページの2番目の表にありましたものを基に、所得の区分ごとに1人当たりの費用、それから利用者負担を見たものでございます。左側にあります生活保護から、低所得1、2、一般1、2という所得の区分ごとに、この棒グラフ全体の長さがその区分の方が1カ月に使う総費用を示しております。1人当たりの1カ月の費用でございます。

棒グラフの右側でちょっと黒くなっている部分が、そのうちご本人が利用者負担としてお支払いをしている部分ということで見ていただければと思います。1人当たりの費用が低所得1、2がかなり高めになっておりまして、一般の方が低くなっておりますけれども、恐らく入所系の方が低所得1、2の辺りに多いのではないかというふうに思われますが、今後さらにちょっと分析をしてみたいと思っております。

19ページ、お願いいたします。これは平成20年1月分のサービスの種類ごとに総費用を棒グラフにしたものでございます。どのサービスの種類がどれぐらいの費用を使っているかということでございます。ご覧いただければと思います。

以上がデータのご紹介でございますが、20ページからは、次の項目にございます相談支援事業についての説明資料でございます。20ページは相談支援事業全体像でございますけれども、上のほう、一般的な相談支援と書いてございますのが、これは市町村が中心になって行っている相談支援でございます。基本的には、相談支援は市町村の業務となっております。それにつきまして、地域生活支援事業でありますとか、あと、都道府県に積んでおります基金の事業などによって機能を強化して支えているという形でございます。右側に都道府県とありますけれども、都道府県が広域的・専門的な支援を行うという形になっております。

下半分、サービス利用計画費の支給とございますが、こちらは自立支援法上の個人ごとのサービスの給付として支給をされるものでございまして、右下の※印にございますように①、②、③といった方々についてサービス利用計画費が支給される仕組みとなっておりますというところでございます。

次の21ページ目も同じ話ですけれども、支給決定のプロセスの中で、市町村の相談支援

事業、あるいはサービスの利用計画作成費がどのような形でどの場面に関わってくるかというものを図にしたものでございます。

22ページでございますが、市町村の一般的な相談支援事業の中で、地域自立支援協議会というものが大きな役割を果たすというふうに考えております。主な機能といたしましては、主な機能のところの①から③に掲げてありますように、関係機関のネットワーク、困難事例への対応等々を行うために関係者が介していくネットワークをつくっていくというものでございます。

23ページ目に、相談支援事業の主なものにつきまして実施状況をまとめた数字を掲げております。市町村の相談支援事業でございますが、実施主体、市町村直営が25%、委託58%等々ご覧のとおりでございます。

また、2番目の都道府県自立支援協議会の設置状況につきましては、47都道府県中45カ所ということで、宮崎県と富山県がまだだというふうにお聞きをしております。

3番目ですが、市町村につきましては49.6%、ただ、これは昨年12月の数字でございますので、20年度の今の時点ではもう少しいっているのではないかというふうに思っております。

4番の相談支援の事業者数は2,523、それから、先ほどの個別給付であるサービス利用計画作成費の支給人数は1,429人、これは前回も少ないのではないかというふうなご指摘をいただいているところでございます。

24ページ以降は権利擁護に関する資料でございます。24ページは、虐待防止法制の概観ということでございますが、平成12年から児童虐待防止法、平成18年から高齢者虐待防止法が施行されております。障害者という観点での虐待防止法制は現在ないところでございますけれども、児童につきましては、現在、国会でまさに審議をされておりますけれども、福祉施設の中における虐待防止の仕組みをつくる改正案が審議されているところでございます。障害者の虐待防止法につきましては、(注)にございますように、現在、議員立法に向けて各党で検討が進められているところであるというふうにお承知をしております。

25ページでございますが、これは障害者の虐待防止法というものはないわけですが、現在の法律の規定の中にも障害者の虐待防止という観点での様々な規定があるということのご紹介でございます。自立支援法を例にとりまして、自立支援法の2条というところに、市町村の責務として、障害者等に対する虐待の防止、早期発見等々の規定がございますし、事業者の責務といたしましても、43条で基準をつくるということになっておりまして、その基準の中に利用者の人権の擁護、虐待の防止等々のものを定めることになっているところでございます。

26ページ目からは、これはご参考ということで、高齢者虐待防止法の概要を26ページから3ページにわたって掲げております。26ページ目は、全体の法律のスキーム、基本的には、家庭内におきます養護者による虐待と介護の福祉施設におきます虐待を対象としているところでございます。

27ページには、どんな虐待を定義しているかということでございますけれども、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待と、この5種類の虐待を対象としているところでございます。

28ページ目は高齢者に係る通報と対応のスキームでございますけれども、家庭内における虐待につきましては、市町村が通報の窓口になっておりまして、通報を受けた市町村が立入り等々を行うという形で本人の保護を行うということになっております。それが左側の流れでございます。

右側のほうは、介護の福祉施設内におきます流れでございますけれども、通報は市町村が受けましても、その情報が都道府県に行き、都道府県がそれぞれの福祉施設に持っております権限、立入りとか改善命令とか認可の取り消しとか、いろいろな権限を用いて適正化を図っていくという流れになっております。

29ページでございますが、これも先ほどの与党のプロジェクトチームの報告書の中に障害者に対する虐待の対応の明確化などの制度をつくる、検討するという形で報告がなされております。

30ページは、成年後見制度の概要でございます。ご覧いただいたとおりでございますけれども、なお、一番下にありますとおり、身寄りがいないなどの理由で申立人がいない場合には、市町村が申し立てる仕組みがございます。

最後、31ページになりますけれども、成年後見制度の利用実績でございます。左側の棒グラフの一番上が後見の開始の申立件数でございますが、一番大きい棒グラフでございますが、平成18年度で2万9,380件の申立てが1年間ございました。このうちグラフの中の四角の中の※印にございますが、市町村が申し立てた件数が1,033件、全体の3.1%、ただ、対前年比で申しますと55%増えているということでございますが、そういう状況でございます。

右側が男女別、年齢別の成年後見の被申立人の状況でございますけれども、残念ながら、障害者というカテゴリーではデータが取れないわけけれども、年齢を見ていただきますと、65歳以上が男性で33.7%、女性で54.9%でございますので、残りの方は65歳未満の比較的若い方ということで、この中に障害者の方もかなり含まれているのではないかとこのように思っているところでございます。

すみません、駆け足になりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ただ今、企画官のほうからは、前回の会議の中で皆様方から数字的な要望等々のご質問がございましたので、それを踏まえての説明と、さらに今日のテーマに関わる説明がございました。参考にいただきながら、今日予定されております議題について皆様方から

ご意見を賜りたいと思います。

お願いですが、たくさん意見をお聞きしたい、けれど、お一人お一人は簡潔に短くということでもよろしくお願いいたします。どなたからでも結構でございます。

どうぞ。

#### ○山岡委員

今、資料をいただきましてありがとうございます。資料について説明というか分からないところがありまして、お聞きしたいんですけども、11ページと12ページです。

11ページのほうに、利用者負担の割合が概ね3%となっているとなっておりますけれども、これ2と1と5を足して3であると、大体3になるのは分かるんですが、そういう計算では加重平均されているかということです。

12ページの一番下の表でいくと、負担率4.26%が加重平均されたもので、時期が違うので違うのかもしれませんが、どちらかというとなら4.26ではないかというのが1つ。

次に、18ページの表ですけれども、その負担率が、例えば低所得者のところで1.90%とされているのは、分母を152,156としているので、外に置いておられますが、内に持ってくるのが正当ですね、これ、表としては。見た目は比率が低く見えますけれども、外側に持ってきておられるのは間違いではないかと思うんですが、その2点です。

#### ○潮谷部会長

事務局、ご説明をお願いいたします。

#### ○川又企画官

11ページの3%につきましては、当然これは費用で、それぞれの人数に、居宅、通所、入所にかかります全体の費用で割合、全体の費用のうち利用者負担の割合という形で推計をしたものでございます。そういう意味では、全体が費用、お金の面で加重平均されると言えるのではないかと思います。

それから、12ページの2の4.26%でございますが、先ほどの3%というのは今年7月から実施をいたします緊急措置実施後の1年間、年度ベースの数字でございますので、こちらは緊急措置実施前という形で4.26%となっているのではないかというふうに思います。

18ページのご指摘につきましては、そのとおりでございます。数字としては、棒全体の長さを示したつもりだったわけですけれども、この利用者負担の黒い部分は内数でございます。ですから、そこはご指摘のとおりでございます。失礼いたしました。

#### ○潮谷部会長

それでは、皆様、ほかに。よろしくお願いいたします。

どうぞ、櫻井委員。